

議案第50号

さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例を廃止する条例の制定について

さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例を廃止する条例

さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例（平成13年さいたま市条例第117号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前のさいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例第5条に規定する附属幼稚園の保育料でこの条例の施行の際現に納入されていないものについては、なお従前の例による。